

○御前崎市省エネルギー診断補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の中小企業者等の事業の用に供する施設におけるエネルギーの使用の合理化を図るため、当該施設において省エネルギー診断を実施した事業者に対し、予算の範囲内において御前崎市省エネルギー診断補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 工場又は事務所その他の事業場をいう。

(2) 中小企業者等 法人（国、地方公共団体及び次に掲げる会社を除く。）及び個人事業者をいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える会社であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超える会社であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(3) 省エネルギー診断 専門家による事業所のエネルギー使用の合理化をはかるための診断制度のうち、次に掲げるものをいう。

ア 一般財団法人省エネルギーセンターで実施する省エネ最適化診断

イ 省エネお助け隊（経済産業省資源エネルギー庁の「地域プラットフォーム構築

事業」で採択された地域密着型の省エネ支援団体をいう。) で実施する省エネ診断

(交付対象者)

第3条 この告示に基づき補助金の交付を受けることができる者は、市税等の滞納がない中小企業者等であって、市内に住所を有する事業所において省エネルギー診断を実施したものとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、省エネルギー診断に要した経費のうち診断料金に相当する額とし、補助金の交付は1事業所につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、診断終了後、省エネルギー診断補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネルギー診断に係る領収書の写し
- (2) 省エネルギー診断の結果報告書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び確定)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、内容を審査し、補助金交付が適当であると認めたときは、省エネルギー診断補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の交付決定及び交付確定を受けた者は、省エネルギー診断補助金交付請求書(様式第3号)により市長に補助金を請求し、市長は請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第8条 市長は、事業者が提出した書類に虚偽の事項の記載その他不正があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。